

# 民商だより



川越・東松山民主商工会 2021年1月13日 NO.1

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigashimatuyama.org/>



協力金案内チラシ



安心宣言チラシ



QRコード登録

## 緊急事態宣言発令 1/12~2/7まで飲食店へ協力金

### 埼玉県感染防止対策協力金 全期間夜20時~朝5時まで休業で162万円

コロナウイルスの蔓延を受け、政府は緊急事態宣言を発令しました。埼玉県では、飲食店の営業時間短縮・休業を行った店に対して、協力金を支給します。

【対象・条件】県内すべての飲食店（カラオケ、バーを含む）

- 1/12~2/7までの全ての期間で20時~翌朝5時まで営業を行わない（休業も含む）
- 酒類の提供は朝11時~夜19時までとする。
- 通常時は夜20時以降まで営業していた店であること。
- 県HPから印刷できる『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を厳守し、ビラを店頭に掲げていること。
- 県HPから登録できる「埼玉県LINEお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲げていること。
- 飲食店営業許可など必要な許認可を受けていること。
- 暴力団と関係が無いこと。

※準備等のため、時短や休業の協力開始が1/12に間に合わない場合でも、弾力的に対応します。

【申請期間】2/8以降に申請開始予定

【注意点】

★全部の期間の協力で162万円です（1日6万円ではありません）。給付金は162万円か、0円かとなります。

★複数店舗で協力した場合は、店舗ごとに協力金が出ます。

（2店舗で協力した場合は324万円など）

★QRコードチラシは各店舗で登録します（QRコードが店舗によって異なります）。埼玉県のHPから登録が出来ます。他の方のコピーは使えません。

★時間短縮でも、休業でも、20時までに店内飲食を終了していれば申請が出来ます。

★夜20時以降の、テイクアウトのみへ切替は可能です。テイクアウト商品の受け渡しを店内で行っても大丈夫です。

○民商で、QRコードの店舗登録とチラシの印刷が出来ます。安心宣言チラシも用意しています。印刷したチラシは、事務所に取りに来ていただくか、FAX、メール添付で対応します。リモートや電話でも対応しますのでご連絡ください。

埼玉県LINEコロナお知らせシステム

登録した施設・イベントに感染防止の情報が届きます。埼玉県から注意喚起のメッセージが届きます。

登録はこちら

施設名 サンプルショップ サンプル店

※ 認めるたびに読み取ってください

お知らせ登録方法

スマートフォンでQRコードを読み取る

1 「LINEアプリ」ホーム画面右上の「QRコード」アイコンをタップし「QRコードを読み取る」を選択

2 「QRコードを読み取る」画面で「QRコードを読み取る」を選択

【お知らせ】

登録した施設・イベントに感染防止の情報が届きます。埼玉県から注意喚起のメッセージが届きます。

※ QRコードは1回1つのQRコードを読み取る必要があります。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 3密を徹底的に回避します
  - ・毎時の換気
  - ・一定の以上の入居制限（屋外でお待ちください）
  - ・受付や更衣室、喫煙所での密閉防止
  - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います
  - ・発熱などの症状がある方の制限
  - ・症状のある従業員の出勤制限
  - ・手洗いや手指の消毒の徹底
  - ・手の触れる場所の消毒
  - ・マスクの着用
  - ・共有する物品などの最小化
  - ・農水・健康のついでこみはビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします
  - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
  - ・対面型での接客
  - ・毎時の換気と消毒の徹底
  - ・共通タオルの禁止
  - ・ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします
  - ・事前予約の最大限の活用
  - ・衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません
  - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- 6 極力制限します
  - ・一度に休憩する人数の制限
  - ・対象での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します
  - ・高齢者や持病のある方への配慮（高齢者利用時間の設定など）
- 8 新しい働き方に向け努力します
  - ・在宅勤務やオンライン会議
  - ・ローテーション勤務、時差通勤

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： \_\_\_\_\_

※ 印刷用紙はA4用紙（横向き） ※ 印刷は2枚以上 ※ 印刷は2021年1月13日より開始

## 緊急事態宣言に伴い、外出自粛の影響を受けた事業者へ「一時金」

梶山経済産業大臣は12日、緊急事態宣言に伴い、時間短縮した飲食店の取引先や、外出自粛の影響を受けた事業者に対して、売上の減少を条件に中小企業40万円、個人事業主20万円の一時金を支給することを明らかにしました。

【申請条件】

昨年と同じ月と比べて1月、2月の売上が50%以上減少した事業者

【支給される可能性がある業種 ※予測です。確定ではありません】

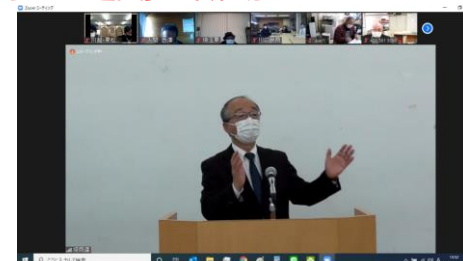
- 飲食店以外（支援金があるため）
- 飲食店に商品を卸す問屋
- 宿泊観光業
- 飲食店などの備品に関わるリネンサービス業など
- 小売店
- 飲食関連の運送業
- 運転代行業
- スタジオ、漫画喫茶
- 理美容業（ネイル店なども）
- テイクアウト専門店
- ペットショップ
- ゲームセンター
- クリーニング
- 芸能・スポーツ関係
- 修理業 など

※詳細はまだ明らかになっていません。LINEや民商だよりでお知らせします。

## 埼玉商連決起集会開催 コロナ支援拡充へ、春の運動を成功させよう

1/9（土）、埼玉商連決起集会がクリアこうのすで開催され、Zoomによるリモートで配信されました。岩瀬会長から、コロナ禍で苦しむ中小業者支援へ、民商の力を最大に発揮し春の運動を成功させようという檄が飛ばされました。

日本共産党の松原昭夫氏による記念講演も行われ、民商の役割への期待も述べられました。



## 春の申告班会 「1回目（制度説明）」の班会開催について

緊急事態宣言の発令に伴い、1/12~2/7まで、公民館使用が中止となりました。すでに予約済みの会場は利用できる形になっています。1月に開催する班会は、ハガキにてお知らせいたします。人数制限の予約制とします。

Zoomなどリモートでも1回目の班会を行う予定で、準備を進めています。

今回の申告では給付金の売上への記載や、基礎控除の増額、ひとり親控除の新設など、申告内容が変更もあります。

1月の日程 自主計算 13:30~16:00 毎週木曜日。1/21を川越事務所にて、1/14、28は東松山セブンにて開催します。事前に予約をください。

★事務所来場の際には事前にご連絡をください。

☆民商LINE@への登録をお願いします。コロナ情勢が目まぐるしく動く中、通常のお知らせでは間に合わなくなっています。右のQRコードから登録ください。